



住民参加型ワークショップを開催します。 ～土器川における水害に強いまちづくり～

・近年、地球温暖化などに伴い、全国各地で大規模水害が発生しており、土器川においても堤防決壊を伴う甚大な被害が発生することが十分に想定されます。

・本ワークショップは、モデル地区（丸亀市土器町）の地域住民等約50名が参加し、堤防決壊等を伴う大規模水害が発生した際の避難行動に関する議論を通じ、今後の自助（住民）・公助（行政）・共助（地域コミュニティ）それぞれの取り組み内容や課題等を抽出することで、住民目線での水害に強いまちづくりに繋げていくものです。

1. 開催日時：8月29日（土） 14：00～16：30
2. 場 所：丸亀市民会館 2F 中ホール
3. 参加者：地域住民約50名（丸亀市土器町住民など）
4. 主 催：

「土器川における水害に強いまちづくり検討会（会長：香川大学危機管理研究センター長 白木 渡）」

[事務局：国土交通省 香川河川国道事務所]

・これまでの「土器川における水害に強いまちづくり検討」については、以下のサイトで公表しています。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/river/daikibosuigai/index.html>

平成27年8月26日

国土交通省 香川河川国道事務所

同時記者発表：高松経済記者クラブ、丸亀記者クラブ、善通寺記者クラブ

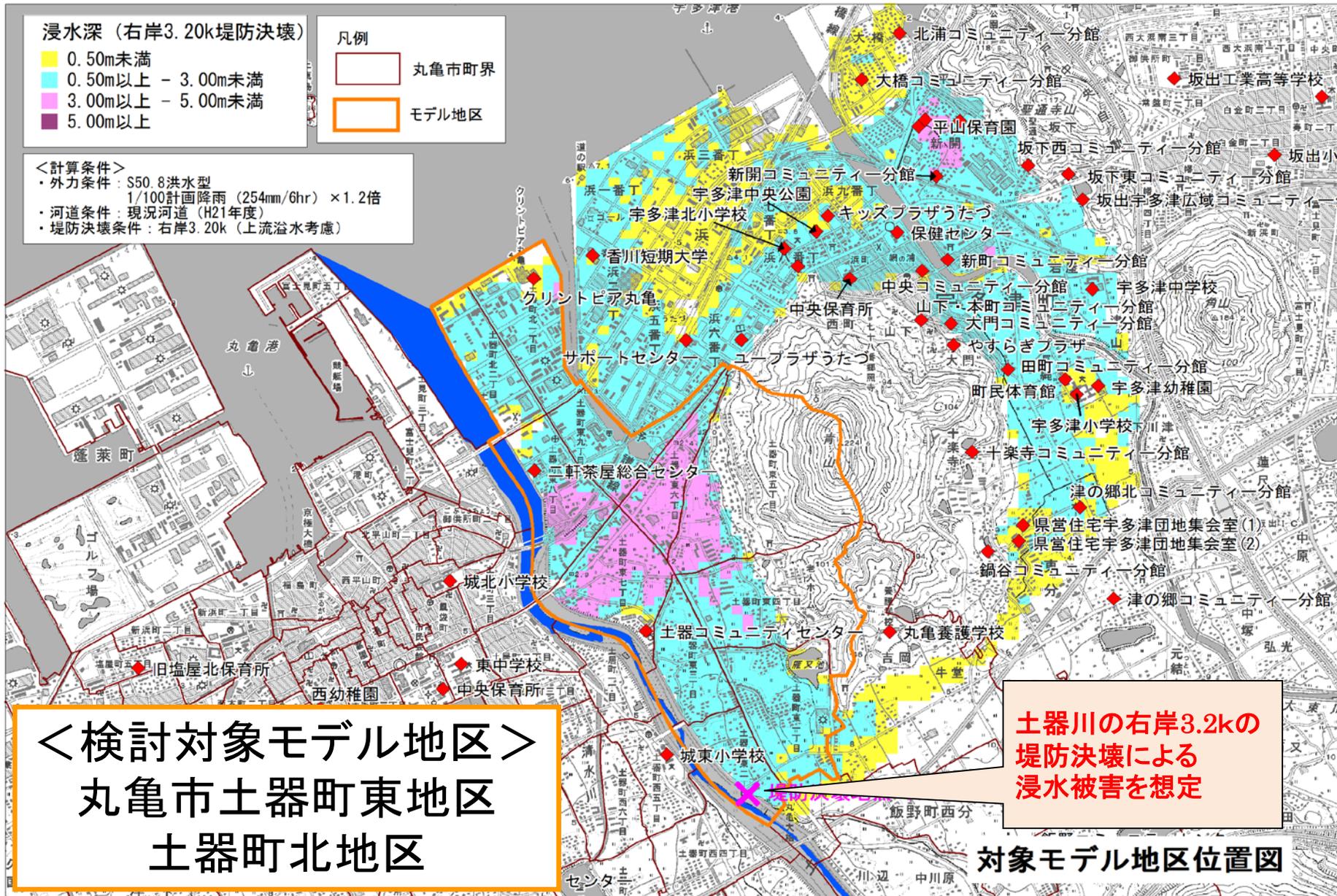
問い合わせ先

四国地方整備局 香川河川国道事務所

TEL 087-821-1623（計画課直通）

猪熊 敬三 計画課長（内線 361）

ワークショップの検討対象モデル地区



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千万1地形図を複製したものである。（承認番号 平20四複、第69号）

「土器川における水害に強いまちづくり」の概要

＜本検討の特徴＞

- ▶ 土器川流域における“水害に強いまちづくり”を目指し、香川大学危機管理研究センター、高松地方气象台、香川県防災士会（防災の専門家）、関係市町からなる「検討会」を設立し、防災関係機関が一体となった検討体制を構築。【事務局：四国地方整備局香川河川国道事務所】
- ▶ 主な検討内容として、土器川流域モデル地区（丸亀市土器町）の地域住民約50名が参加し、土器川における大規模水害時の被害内容を理解していただくとともに、ワークショップ（WS）を通じ、台風接近時から堤防決壊までの時間軸に沿った住民目線の防災行動計画（タイムライン）を議論し意見集約。
- ▶ また、住民目線のタイムラインを検討することで、水害に強いまちづくりに向けた課題や今後の防災・減災対策（自助・公助・共助）を時間軸（平常時～災害警戒期～応急対応期）に沿って検討【9マス対策】。

自助
共助
公助

×

災害への備え（事前対策）
被災直後（応急対策）
その後（復旧・復興対策）



「9マス対策」検討

■ H27検討組織と役割（3つの組織）

● 香川地域継続検討協議会（既存会議）

- ・メンバー 国地方支分部局、香川県、高松市、坂出市、経済団体、香川大学、インフラ各社等
- ・設立 平成24年5月31日



連携

「アクションプラン【行動計画書(案)】」の検討（河川・地域行政と地域住民が連携したタイムラインのとりまとめ）

● 水害に強いまちづくり検討会

- ・メンバー 香川大学危機管理研究センター、香川県（危機管理課・中讃土木事務所）、丸亀市、まんのう町、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、香川県防災士会、高松地方气象台、四国地方整備局香川河川国道事務所



モデル地区における地域住民を対象とした情報共有・意見集約

★ 水害に強いまちづくりワークショップ（WS）

- ・メンバー モデル地区住民、香川県防災士会、香川大学危機管理研究センター、香川県（危機管理課、中讃土木事務所）、丸亀市（危機管理課、建設課等）、高松地方气象台、四国地方整備局香川河川国道事務所



「第1回検討会」開催状況（H26.8.7）

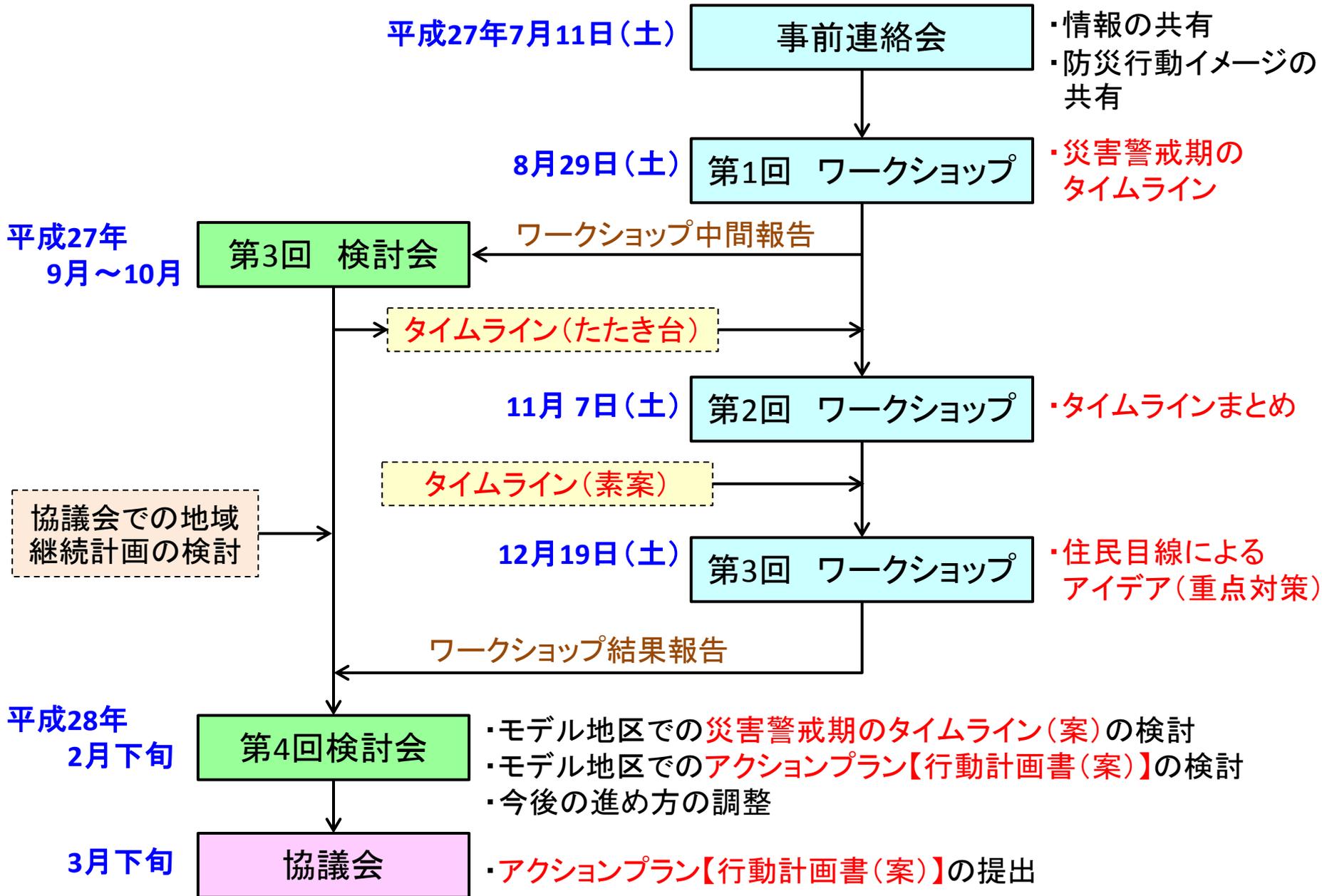


「第1回検討部会」開催状況（H26.10.1）



「第2回検討部会」開催状況（H26.12.24）

水害に強いまちづくりワークショップの進め方



水害に強いまちづくりワークショップの流れ



検討の場	情報の共有	意見出し(認識の共有)
第1回 ワークショップ ■災害警戒期のタイムライン	<ul style="list-style-type: none"> ● モデル地区における複合災害、行政による情報伝達手段や緊急活動等について、情報の共有(情報共有ツール) ● 行政が実施するタイムライン(案)(避難勧告・避難指示の発令タイミング、発災前後の対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民目線による時間軸に応じた防災行動の抽出(“いつ”、“誰が”、“何をするか”) <ul style="list-style-type: none"> →時間軸(いつ): 災害警戒期 →立場(誰が): 地域住民(自助) 地域コミュニティ(共助) 行政(公助) →情報共有ツールを参考に、具体的な防災行動の内容を意見集約
第2回 ワークショップ ■タイムラインまとめ(課題の抽出)	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回ワークショップのふり返し ● 災害警戒期のタイムライン(たたき台)の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行動の掘り下げ(タイムラインに従って行動すれば、安全に避難ができるか、応急対策がスムーズにできるか) <ul style="list-style-type: none"> →タイムラインの実効性を確保するための課題を抽出
第3回 ワークショップ ■住民目線による重点対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回ワークショップのふり返し ● 災害警戒期のタイムライン(素案)の提示 ● モデル地区における住民目線での課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民目線による時間軸(平常時～災害警戒期)に応じた“水害に強いまちづくりのためのアイデア”(実効性のある具体的な対策)の抽出 <ul style="list-style-type: none"> →避難の実効性を確保するための重点対策を意見集約



平成28年度ワークショップ検討(応急対策期のタイムライン)

【参考】H25年度 大規模水害対策WSの開催状況

- 土器川における大規模水害対策検討の取り組みは、平成25年度より継続して実施しています。
- 平成25年度のワークショップでは、土器川沿いの広域的な地域を対象に、地域住民等約130人が集まり、「水災害に適應した強靱な社会」づくりの方向性をテーマとして、検討しました。



会場の様子



「透明シート」での検討



ファシリテータによる進行



「透明シート・旗立て」での検討



「意見カード」での検討



テーブル発表

土器川における水害に強いまちづくり検討会

運営要領

(目的)

第1条 香川大学危機管理研究センターでは、南海トラフの巨大地震及び地球温暖化の影響による大規模水害や土砂災害による大規模かつ広域的な災害発生を想定した四国地震防災基本戦略等の推進を目的とした地域継続計画(District Continuity Plan: DCP)を策定等するために「香川地域継続検討協議会」を設立し、現在活動している。

土器川周辺の中讃地区においては、「土器川における大規模水災害に適応した対策検討会」を設立し、「香川地域継続検討協議会」と連携して、水災害に適応した強靱な社会づくりの方向性を示した「とりまとめ書(案)」を作成した。

「土器川における水害に強いまちづくり検討会」(以下、「検討会」と言う)は、「香川地域継続検討協議会」と連携し、土器川(中讃地区)をケーススタディとして、大規模河川氾濫が発生した際の被害想定や具体的に実施すべき対策検討を目的とするとともに、香川県内の各自治体における“水害に強いまちづくり”のためのアクションプラン【行動計画書(案)】の作成に資するものである。

なお、土器川(中讃地区)をケーススタディとした検討結果については、香川地域継続検討協議会に提出するものとする。

(活動)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 土器川の大規模河川氾濫を想定した場合の“住民目線の災害情報のあり方”と“地域コミュニティの活性化と連携”に関すること。
- (2) 土器川の大規模河川氾濫を想定した時間軸(災害警戒期～応急対策期)に沿った“タイムライン(防災行動計画)”に関すること。
- (3) モデル地区を対象とした「土器川における水害に強いまちづくり検討部会」の運営に関すること。
- (4) モデル地区を対象とした地域住民の意見集約をするためのワークショップ開催に関すること。
- (5) その他、検討会の目的を達成するために必要な活動に関すること

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる団体等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外を追加することができる。

(会長及び会長代理)

第4条 検討会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、香川大学危機管理研究センター長とする。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が、構成員の中から会長代理を指名する。
- 5 会長代理は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 会長は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 検討会には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものと見なす。

3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、香川河川国道事務所に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、本会で協議の上、これを定める。

附則

(施行期日)

第8条 この運営要領は、平成26年8月7日から適用する。

別表（第3条関係）

香川大学危機管理研究センター

香川県 危機管理総局 危機管理課

香川県 中讃土木事務所

丸亀市

坂出市

善通寺市

宇多津町

琴平町

まんのう町

香川県防災士会

国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所